

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和8年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住基システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第7条、第16条、第17条及び住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) ■情報照会を実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	ふじみ野市 総務部 契約・法務課 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 電話番号 049-261-2611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	ふじみ野市 市民生活部 市民課 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 電話番号 049-261-2611
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないように、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、住民基本台帳システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80, 84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,11 12,113,114,116,117,120の項 及び番号法別表第二の主務省令で定める事務 を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75 号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14 条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23 条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31 条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39 条、第41条、第43条、第45条、第45条、第48 条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56 条、第57条、第58条、第59条 ※別表第二の 3,34,35,39,40,48,58,59,84,89,91,101,105,116の項 に係る主務省令未公布 (情報照会) 実施しない	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77, 80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,11 2,113,114,116及び119の項 及び番号法別表第二の主務省令で定める事務 を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75 号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14 条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、 第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、 第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、 第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、 第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43 条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48 条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、 第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、 第59条の2、第59条の3	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	市民課長 岸田 栄	市民課長	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
平成31年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部 契約・法務課	ふじみ野市 総務部 契約・法務課 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 電話番号 049-261-2611	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
平成31年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課	ふじみ野市 市民生活部 市民課 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 電話番号 049-261-2611	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
令和2年2月14日	I 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	II 1. 対象人数(計数時点)	2018/12/12	2020/2/3	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	II 2. 取扱者数(計数時点)	2018/12/1	2020/2/3	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和3年2月19日	I 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77, 80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111, 112,113,114,116,117及び120の項及び番号法別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第 1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第 8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第1 6条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の 4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、 第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、 第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、 第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、 第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49 条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、 第56条、第57条、第58条、第59条、第59条 の2、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会) 実施しない	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77, 80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108, 111,112,113,114,116,117及び120の項及び番号 法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7 号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14 条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、 第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、 第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、 第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、 第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43 条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48 条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、 第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、 第59条の2の2、第59条の3	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し を実施
令和4年1月14日	表紙-公表日	2020/2/14	2022/1/14	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住民法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住民法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住民法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づき住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づき住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また住民の正しい権利を確保するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住民法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住民法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住民法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づき住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づき住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カードに關し機構が処理する事務)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,3,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117及び120の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、	(情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,3,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117及び120の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS	住基システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II 1. 対象人数(計数時点)	2020/2/3	2022/12/16	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II 2. 取扱者数(計数時点)	2020/2/3	2022/12/16	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	表紙-公表日	2022/1/14	2023/2/10	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月18日	表紙-特記事項	住民基本台帳事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	住民基本台帳事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和6年3月18日	表紙-公表日	2023/2/10	2024/3/22	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和6年3月18日	II 1. 対象人数(計数時点)	2022/12/16	2024/3/18	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和6年3月18日	II 2. 取扱者数(計数時点)	2022/12/16	2024/3/18	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和7年3月14日	表紙-公表日	2024/3/22	2025/3/25	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和7年3月14日	II 1. 対象人数(計数時点)	2024/3/18	2025/3/14	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和7年3月14日	II 2. 取扱者数(計数時点)	2024/3/18	2025/3/14	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117及び120の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	(情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,30,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,110,115,118,124,127,129,130,132,136,137,138,102,140,105,141,142,144,149,150,151,152,155,156及び158の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和7年3月14日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和7年3月14日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 1) 特に力を入れている 判断の根拠 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、住民基本台帳システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和8年2月2日	表紙-公表日	2025/3/25	2026/2/5	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和8年2月2日	II 1. 対象人数(計数時点)	2025/3/14	2026/2/2	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和8年2月2日	II 2. 取扱者数(計数時点)	2025/3/14	2026/2/2	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施